

## プロジェクト目標及び成果

プロジェクト目標：関連機関（MCUD, CDC, GASI）の建設分野における労働安全にかかる政策・研修・現場指導・監督能力が向上する。

### 成果1

建設労働災害統計、災害事例の分析を踏まえた建設労働災害防止にかかる方策が策定される。

### 成果2

行政官及び建設企業の労働安全管理担当者への現場管理・監督のための研修体制、ガイドライン、事例集が整備される。

### 成果3

パイロットサイトにおいて実施研修が実施され、研修内容及びガイドラインの効果が確認される。

- (4) 協力期間  
2017年6月～2021年6月（計48ヶ月）
- (5) 相手国側実施機関  
建設・都市開発省（MCUD）・建設材料・工業政策実施調整局  
専門監察庁（GASI）労働・社会福祉監察局  
国営企業建設開発センター（CDC）基準・規格課／研修課
- (6) 投入（インプット）

- 1) 日本側
- ✓ 専門家
    - 【長期】チーフアドバイザー／建設分野の労働安全、業務調整
    - 【短期】労働安全管理技術、労働安全固有技術（各複数名）
  - ✓ 本邦研修（労働安全管理政策、労働安全監督等）
  - ✓ 機材（事務機器、事務用品）
  - ✓ その他の経費（在外事業強化費）

## 2) モンゴル側

- ✓ カウンターパートの配置  
プロジェクトディレクター（MCUD次官）  
プロジェクトマネージャー（MCUD建設材料・工業政策実施調整局長、GASI労働・社会福祉監察局長、CDC副センター長）  
その他カウンターパート
- ✓ 施設・機材（MCUD、CDCでのプロジェクトオフィス）
- ✓ プロジェクト関係現地経費（プロジェクトオフィスの光熱費等）



プロジェクト事務所：ウランバートル市チンゲルティ区第4ホロー、  
グローバルビジネスビルディング601号室  
TEL/FAX: 7000 3486  
<http://www.jica.go.jp/mongolia/english/>

1. 対象国／プロジェクト名
  - (1) 国名：モンゴル国
  - (2) プロジェクト名：和文 建設分野における労働安全管理能力強化プロジェクト  
英文 Project on Strengthening the Capacity for Occupational Safety Management in the Construction Sector
2. プロジェクト要請の背景
  - (1) 現状と課題  
モンゴル国（以下、「モンゴル」という）では、1990年代から市場経済体制への移行により、急速な経済成長に伴い都市開発・整備が進展している。開発に伴い建設業の業者が急増するとともに建設現場での労働災害が発生している。



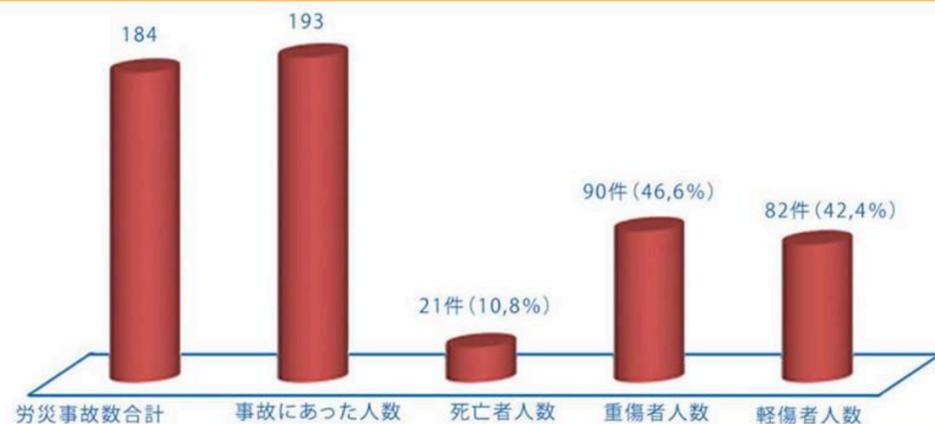
ЗАСГИЙН ГАЗРЫН ТОХИРУУЛАГЧ АГЕНТЛАГ  
МЭРГЭЖЛИЙН ХЯНАЛТЫН  
ЕРӨНХИЙ ГАЗАР



## 建設分野における労働安全管理能力強化プロジェクト

2010年～2014年にかけてウランバートル市内で確認されているだけで268件の建設現場での労働災害（うち死亡災害54%、労働不能など障害が残る災害32%）が発生しており、死傷者の殆どが18歳～35歳の若年層である。災害要因は、墜落・崩壊による災害が54.6%、昇降機による災害が12.5%、機械・設備による災害が10.7%等からなっている。

## 労災事故の概要 /2015/

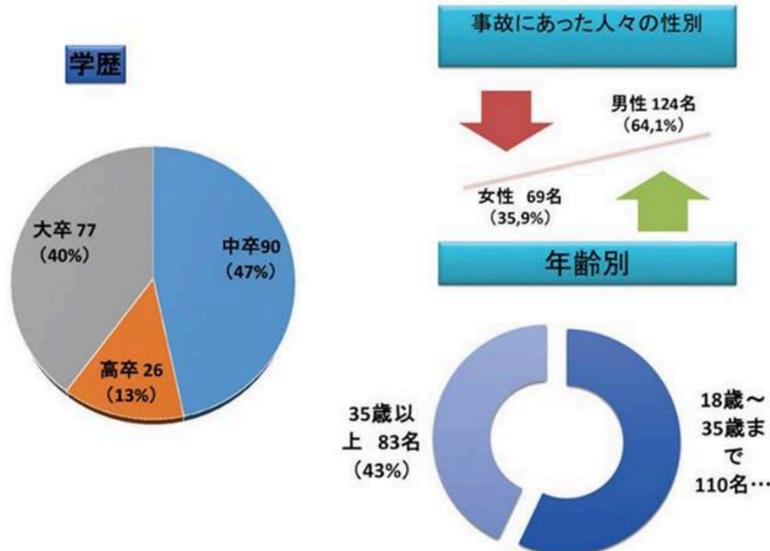


資料出所：ウランバートル市専門監察庁

このような状況に対して建設・都市開発省(MCUD)及び専門監察庁(GASI)は、発注者及び建設業者の労働安全に対する意識を向上させ、制度的にも労働安全衛生関係法令、建設安全関係ガイドライン等の整備を図り、建設業における労働災害防止対策に取り組んでいるところである。また、建設安全に関わる行政官、建設現場関係者については災害防止に対する知識を修得のため教育・研修を実施している。

建設業は、一旦、労働災害が発生したら死亡率が高く、重篤な傷病につながることから、さらなる建設労働災害の撲滅、災害防止の徹底に向け、行政官、労働監察官及び建設企業の労働安全衛生管理担当者の能力向上を図る必要がある。

## 労災事故の概要 /2015/



資料出所：ウランバートル市専門監察庁

### (2) 対策

モンゴルの労働安全衛生関係法令は、労働者保護を目的として「労働法」(1999年)、「国家監督法」(2003年)、「労働安全衛生法」(2008年)等が制定されており、2015年には労働安全衛生法の一部改正(建設安全の強化等)を行うとともに、「建設工事における労働安全衛生規則」を策定中である。建築基準等を目的とした「建設法」(2008年)においても2015年に労働安全衛生に関し一部改正(発注者責務の強化等)を行ったところである。また、労働災害・業務上疾病の減少を目的とする「労働安全衛生に関する環境改善のための第4次国家プログラム(2012年～2016年)」を策定、実施し、建設労働災害防止対策に関しても目標を設定、達成するための関係機関の能力向上を目指したところである。2017年8月、次期「労働安全衛生に関する環境改善のための安全衛生第5次国家プログラム(2017年～2021年)」について閣議決定され、詳細な実施計画を策定中である。

「建設工事における労働安全衛生規則」は現時点では法務省による承認がおりておらず、参考として運用されている。

## 2015年に確認された事故 分野別

確認された労災事故分野別	事故の重度		
	軽	重	死亡
	42.5%	46.6%	10.9%
	82	90	21
電力	2	2	1
鉱業	3	1	0
農牧業	0	0	1
建設	7	18	10
食品	15	6	0
道路運輸・通信	14	18	3
商業・サービス	5	4	0
教育	7	8	1
保健	4	9	0
行政機関	11	11	2
その他	14	13	3

資料出所：ウランバートル市専門監察庁

### 3. プロジェクトの概要

- 目的  
本プロジェクトは、建設労働災害防止の方策の策定(建設労働災害防止施策の実施)、ガイドライン、事例集の作成・整備、行政官、労働監察官及び建設企業の労働安全衛生管理担当者等への研修体制の整備及び研修の実施、パイロットサイト等における実地研修による関係機関(MCUD、GASI、国営企業建設開発センター(CDC))の現場指導・監督能力の向上を図ることを目的とする。
- プロジェクトサイト／対象地域等  
プロジェクトサイト：モンゴル全土  
パイロットサイト：ウランバートル市のパイロット建設工事現場(プロジェクト開始後に選定)
- プロジェクトの受益者(ターゲットグループ)
  - 直接受益者  
関係機関(MCUD、GASI、CDC)の行政官、労働監察官及び建設企業の労働安全衛生管理担当者
  - 最終受益者  
建設企業の労働者